

三重県障がい者差別解消支援協議会 (※条例規定の事項については平成 31 年 4 月 1 日施行)

現在の「三重県障がい者差別解消支援協議会」は、障害者差別解消法第 17 条第 1 項に基づく任意設置の協議会である。

条例第 33 条第 1 項においては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会を設置する。」と規定されることから、障害者差別解消法に基づく協議会を、条例の規定で設置を義務化。

(三重県障がい者差別解消支援協議会)

第 33 条第 1 項

障がいを理由とする差別を解消するための取組を推進するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第 17 条第 1 項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

1 三重県障がい者差別解消支援協議会の役割

(1) 法第 18 条第 1 項に基づく法律規定の事務

関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため必要な情報を交換するとともに、障がい者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取組に関して協議。

(2) 条例第 33 条第 3 項に基づく条例規定の事務

助言又はあっせんの手続で取り扱った紛争などを通じて明らかになった課題についての調査研究。

(3) 条例第 33 条第 4 項に基づく条例規定の事務

差別事案に関する相談や助言・あっせんの処理状況の定期的な検証、検証結果についての県民への周知。

2 委員について（条例第 33 条第 2 項）

関係行政機関の職員

学識経験のある者

障がい者

障がい者の福祉に関する事業に従事する者

事業者その他知事が必要と認める者

のうちから知事が任命する。

※委員に関する条例での規定は以上であり、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める（条例第 33 条第 5 項）。

別に定めるにあたっては、現在の協議会設置要綱について、条例施行に伴う必要な改正（条例第 33 条第 3 項、第 4 項に基づく条例規定の事務についての明確化や、その他条例施行に伴う字句修正）を行う。

（参考）

障害者差別解消法における、障がい者差別解消支援協議会に関する規定

【障害者差別解消法】

第十七条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの（以下この項及び次条第二項において「関係機関」という。）は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。
（第 2 項以降、略）

第十八条 協議会は、前条第一項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
（第 2 項以降、略）

三重県障がい者差別解消支援協議会設置要綱

(設置)

第1条 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第17条第1項の規定に基づき、三重県障がい者差別解消支援協議会（以下「協議会」という。）を設置し、その組織運営に関しては、この要綱の定めるところとする。

(目的)

第2条 この協議会は、関係機関でネットワークを構築することにより、県内で関係機関が行う障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例をふまえた障がいを理由とする差別を解消するための取組を、効果的かつ円滑に実施できるようにすることを目的とする。

(協議会の事務等)

第3条 協議会は、前条の目的を達成するため次の各号に掲げる事務を行う。

- ① 複数の機関等によって紛争の防止や解決を図る事案や、関係機関が対応した事案の共有。
- ② 障がい者差別に関する相談体制の整備、障がい者差別の解消に資する取組の共有・分析。
- ③ 構成機関等におけるあっせん・調整等の様々な取組による紛争解決の支援。
- ④ 障がい者差別の解消に資する取組の周知・発信や障がい特性の理解のための研修・啓発。
- ⑤ その他前条の目的を達成するための事業。

(組織)

第4条 協議会は、委員30人以内で組織する。

(委員)

第5条 協議会の委員は、三重県子ども・福祉部長が選任するものとする。

- 2 協議会の委員は、学識経験者、弁護士、障がい者団体、事業者、まちづくり団体、社会福祉団体、国、市町、学校等で構成する。
- 3 協議会は、必要に応じて、有識者等に対して参加を求め、意見を聴くことができる。

(会長及び副会長)

第6条 協議会に会長及び副会長各1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 協議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(秘密保持義務)

第8条 協議会の委員その他協議会に關与する者又は關与していた者は、正当な理由なく、協議会において知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、三重県子ども・福祉部障がい福祉課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年8月17日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。